



# YAMAUCHI パテント NEWS

VOL. 4

## ニュースの目次

- 1 . 審査請求料について
- 2 . 論文紹介



弁理士 山内 康伸

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

### 1 . 審査請求料について

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

#### 審査請求費用を節約する三つのポイント

外国出願を予定しているのであれば、直接 P C T 出願して、その後日本に国内移行する。  
 不要な出願は、取り下げ又は放棄して、審査請求料の半額返還を受ける。  
 審査請求料の減額を受けることができる出願人がいれば、願書に持分を記載する。

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

### 2 . 論文

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

強い明細書を書くためには、発明の効果の書き方にも注意する必要があります。  
 この点を解説した論文が知財管理誌に掲載されましたので、要旨を紹介します。

## 山内特許事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町 1-1-8 日本生命高松駅前ビル 3 階  
 TEL 087-823-6812 (代) FAX 087-823-6814  
 Nihon Seimei-Takamatsu-Ekimae Bldg. 3F1-chome, Takamatsu-shi, Kagawa 760-0023 JAPAN  
 E-mail yama-pat@mail.netwave.or.jp URL http://www.netwave.or.jp/~yama-pat/

このメール配信が必要ない方はその旨ご連絡下さい

## 1. 審査請求料について

平成15年改正によって審査請求料が変更になり、平成16年4月1日以降の出願は、審査請求料が従来の約2倍になることについてはご連絡致しました。

近年、国内出願から優先権を利用してPCT出願するだけでなく、直接、PCT出願を行う出願も増加していますので、今回は、PCT出願を日本に国内移行した場合の審査請求料について検討してみました。

なお、日本PCTは、日本から優先権を主張してPCT出願を行った場合（指定国から日本を除く）の費用を比較しました。

比較表1

	日本 PCT	PCT 日本	日本のみ
出願料（日本）	16,000	16,000	16,000
審査請求料 （請求項6）	192,600	115,600	192,600
PCT 送付・調査・手数料	110,000	110,000	
国際出願手数料 （PCT - EASY 使用）	107,700	107,700	
優先権手数料	1,400		
合計	427,700	349,300	208,600

表のように、PCT出願を行ってから日本に国内移行した場合の方が、審査請求料は安くなり、その分だけ、出願手続きにかかる印紙代が安くなります。よって、外国に出願する可能性があるのであれば、当初からPCT出願とするのが有利であると考えます。

ただし、現在出願しようとする発明について改良発明が生まれる可能性が高い場合には、まず、日本出願してからPCT出願を行い、その後、日本に国内移行することをお奨めします。

## 2. 審査請求料返還

従来は、審査請求料は一切返還されませんでした。平成15年改正において、出願を取下げ、放棄した場合には、審査請求料の半額が返還されることとなりました。よって、出願したけれど権利化する意志がなくなった出願や、優先権の基礎となってみなし取下げとなった出願等について、既に審査請求をしてしまっている場合には、所定の手続をすれば、審査請求料の半額が戻ってきます。

ただし、以下の点には留意する必要があります。

取下げ等から6ヵ月以内に返還請求手続が必要であること（自動的に返ってきません）  
特許庁から所定の通知を受けていないこと

### 3. 共同出願

従来は、審査請求料の減免を受けることができる出願人であっても、共同出願の場合には減免措置の適用がありませんでした。平成15年改正により、平成16年4月1日以降の出願については、共同出願であっても減免措置の適用を受けることが可能となり、持分の割合に応じて審査請求料が減額されるようになりました。

例えば、審査請求料が200,000円であって、各出願人の持分が1/2ずつであれば、支払うべき審査請求料は、以下のようになります。

$200,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{0} + 200,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{0}{1} = 100,000$	(免除の場合)
減免対象外出願人	減免対象出願人
$200,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{1} + 200,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 150,000$	(軽減の場合)
減免対象外出願人	減免対象出願人

ただし、願書に各出願人の持分を予め記載しておくことが必要であることに注意が必要です。

なお、出願手数料については全額(16,000円)の支払が必要となります。

### 4. 大学、TLO関連

国立大学、国立大学共同利用機関、国立高等専門学校(以下、国立大学等という)については、平成16年4月1日の法人化に伴い、出願に関連する費用の支払いが必要となりました。しかし、国立大学等は、産業技術力強化法における減額措置の対象となっているため、審査請求料と特許料の1~3年分の手数料は、通常の料金の半額になります(なお、経過措置として、平成19年3月31日までの出願については、これまでと同様、その出願に関連する費用が全額免除となります)。なお、共同出願の場合の取扱いは、上記3.の場合と同様に減額を受けることができます。

